

掛川市告示第13号

掛川市重度心身障害者タクシー利用料金助成要綱（平成17年掛川市告示第29号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月26日

掛川市長 久保田 崇

第4条中「乗車1回につき1,200円（重度心身障害者タクシー料金割引乗車券（様式第2号。以下「割引乗車券」という。）2枚）まで」を「重度心身障害者タクシー料金割引乗車券（様式第2号。以下「割引乗車券」という。）1枚につき500円とする。」に改め、同条ただし書を削る。

第6条第2項本文中「52枚」を「68枚」に、「156枚」を「204枚」に改め、同項ただし書中「52」を「68」に、「156」を「204」に改める。

様式第2号(表面)中

「

助 成 額	タクシー料金 6 0 0 円
-------	----------------

」を

「

助 成 額	タクシー料金 5 0 0 円
-------	----------------

」に改

め、同様式(裏面)中「この割引乗車券は、1乗車につき2枚まで使用できます。ただし、2枚使用できる場合は、支払額が1,200円以上のときに限ります。」を削る。

附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この告示を施行するために必要な手続、準備その他の行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。